



# 10 端数計算はどのように？

この章では、消費税の課税標準額及び税額などの「端数計算の方法」について説明します。

消費税の課税標準額及び税額などの端数計算の方法については、次のとおりです。

## [1] 課税標準額の端数は

課税標準額を算式で求めるとき、1,000円未満の端数は切り捨てます。

課税標準額は、課税期間中の課税資産の譲渡等の税込価額(注1)の合計額に

$\frac{100}{110}$  (標準税率)又は $\frac{100}{108}$  (軽減税率)を掛けて算出します。(注2)(注3)

課税標準額 (標準税率の対象) (1,000円未満切捨て)	=	課税資産の譲渡等の 税込価格の合計額 (標準税率の対象)	×	$\frac{100}{110}$
課税標準額 (軽減税率の対象) (1,000円未満切捨て)	=	課税資産の譲渡等の 税込価格の合計額 (軽減税率の対象)	×	$\frac{100}{108}$

## [2] 消費税額の端数は

課税期間の課税標準額に対する消費税額は、[1]によって算出した課税標準額に税率を掛けて算出します。(注4)

課税標準額に対する 消費税額	=	[1]で算出した各 課税標準額 (1,000円未満切捨て)	×	7.8%(標準税率) 又は 6.24%(軽減税率)
-------------------	---	-------------------------------------	---	---------------------------------

## [3] 課税仕入れに係る消費税額などの端数は

- ① 課税仕入れに係る消費税額、売上対価の返還等の金額に係る消費税額及び貸倒れに係る消費税額に、1円未満の端数があるときは、端数を切り捨てます。
- ② 課税標準額に対する消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額などを控除した税額(差引税額)に、100円未満の端数があるときは、端数を切り捨てます。

### ■ 消費税の税額の記載欄(拡大)

課税標準額	①	000	← [1]
消費税額	②		← [2]
控除適大調整税額	③		
控除対象仕入税額	④		← [3]①
控除対象仕入税額	⑤		
貸倒れに係る税額	⑥		
貸倒れに係る税額	⑦		
控除不足還付税額	⑧		
差引税額	⑨	00	← [3]②
中間納付税額	⑩	00	
納付税額	⑪	00	
中間納付還付税額	⑫	00	

### 消費税及び地方消費税の申告書

#### 注1

消費税額及び地方消費税額を含みます。

参照→課税標準額はP27

#### 注2

課税標準額に対する消費税額の計算の特例を適用する場合は、次ページ(1)①又は(2)①をご参照ください。

#### 注3

特定課税仕入れ(参照→P45)がある場合は、特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額も課税標準額となります。

#### 注4

課税標準額に対する消費税額の計算の特例を適用する場合は、次ページ(1)②又は(2)②をご参照ください。

参照→税率はP2

適格請求書等保存方式(インボイス制度)開始後の計算方法については、P75をご参照ください。

- 1 消費税の仕組み
- 2 課税対象
- 3 非課税取引
- 4 輸出免税
- 5 納税義務者
- 6 納税義務の成立時期
- 7 課税標準
- 8 控除税額等の計算方法
- 9 国境を越えた役務の提供
- 10 端数計算
- 11 地方消費税
- 12 手続
- 13 納税地
- 14 届出等
- 15 帳簿の保存
- 16 国等に対する特例
- 17 会計処理
- 18 適格請求書等保存方式
- 19 総額表示



# もっとくわしく

「課税標準額に対する消費税額の計算」に関する経過措置（令和5年9月30日まで）を適用する場合の端数計算は……

## (1) 税込価格を基礎として代金決済を行う場合

代金領収の都度、領収書等で税込価格とその税込価格に含まれる消費税額等（注5）の1円未満の端数を税率の異なるごとに区分して処理した金額をそれぞれ明示し、その端数処理後の消費税額等の累計額を基礎として課税標準額に対する消費税額を計算する方法を適用する場合

### ① 課税標準額を求める計算方法

$$\text{課税標準額} = \text{税込価格の合計額} - \text{領収書等にそれぞれ明示した消費税額等の累計額}$$

### ② 消費税額を求める計算方法

$$\text{消費税額} = \text{領収書等にそれぞれ明示した消費税額等の累計額} \times \frac{78}{100} \text{ (標準税率) 又は } \frac{62.4}{80} \text{ (軽減税率)}$$

## (2) 税抜価格を基礎として代金決済を行う場合

代金領収の都度、資産の譲渡等の対価の額を税率の異なるごとに区分して合計した金額と1円未満の端数を税率の異なるごとに区分して処理した後の消費税額等とに区分して領収し、その消費税額等の累計額を基礎として課税標準額に対する消費税額を計算する方法を適用する場合

### ① 課税標準額を求める計算方法

$$\text{課税標準額} = \text{区分領収した対価の額の累計額}$$

### ② 消費税額を求める計算方法

$$\text{消費税額} = \text{税率の異なるごとに区分して端数処理を行った後の消費税額等の累計額} \times \frac{78}{100} \text{ (標準税率) 又は } \frac{62.4}{80} \text{ (軽減税率)}$$

### 注5

その取引に課される消費税及び地方消費税の合計額に相当する金額。